

■【トピックス】

日経平均株価高水準！



衆議院選挙が公示され、これを受けたわけではないでしょうが、株式市場が活況です。選挙で株価が上がることはよくあります。日経平均株価も、実に21年ぶりの高水準になりました。ただ、21年前とは大きな違いがあります。

今の株式市場には公的な資金が大量に投入されています。GPIFが運用している年金積立金や日銀の資金がそれです。これらは、いつか流出します。その意味では、現在の株価は作られた株価です。

■【ビジネス・アイ】

一般社団法人！

- 社長 「銀行から一般社団法人を利用した相続税の節税を提案されたんだけど、よく分からないんだけど、ちょっと教えてくれるかなあ」
- 花野 「はい、いいですよ。最近、信託と一般社団法人を利用した相続対策が流行っていますから、その流れで銀行さんも提案されたんですね」
- 社長 「そうなんだ。そもそも一般社団法人というのが、よく分からないだよな」
- 花野 「そうですね。一般社団は、営利を目的にしない団体で、簡単に設立できます」
- 社長 「それと相続税と、どう関係するのかなあ？」
- 花野 「一般社団法人は、持分がないのでオーナーが存在しません。そのため、個人の財産を一般社団法人へ譲渡すると、相続税の対象でなくなるんですよ」
- 社長 「そうなんだ。それなら個人資産を全部、その一般社団法人へ移動させれば相続税はかからないということになるんだよね」
- 花野 「理論上は、そうですね。でも、個人から一般社団法人へ資産を移動するときには、時価で譲渡する必要がありますから、譲渡価額によっては、個人には譲渡所得税が法人には法人税が課税される場合があります。」
- 社長 「そうだよね。いいことばかりじゃないよね」
- 花野 「どんな手法でも、メリットとデメリットがありますね。一般社団法人にもこれ以外のデメリットがありますのでよく検討する必要がありますね」

■【今月のキーワード】

一般社団法人

一般社団法人は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に基づいて設立された法人のことをいい、その特徴は、持分のない法人であるという点にある。つまり、出資者（オーナー）が存在しない。そのため、一般社団法人が所有している財産には相続税が課税されないことになる。個人財産を一般社団法人へ移転して相続税課税を回避することができる。ただし、個人から一般社団法人へ財産を移転する際には、個人には譲渡所得税が一般社団法人には法人税が課税される。

■【今月の1本】

『女性の「買いたい」を引き出す魔法の営業トーク』

長谷部 あゆ 著

同文館出版 ¥1500

世間では、女性の活躍促進が声高に叫ばれていますが、日本はまだまだ男性社会だといえます。その一方、女性経営者も増えてきています。

男性セールスマンも女性に営業する機会が格段に増えてきていることでしょう。しかし、男性に対するセールス・トークでは、女性には受け入れてもらえないのが現状だと思います。そんな悩みに役立つ1冊です。



■【編集後記】

こここのところ酒席が続きました。メのラーメンの誘惑に負けて体重も少し増えましたが、それにも増して内臓脂肪率が急上昇しました。これから年末に向けて、ますます酒席が増えそうですが、ちょっとですがダイエットに励みたいと思います(^^)

『経営のセカンド・オピニオン』vol.128（毎月1日発行）

●定価：2,400円/年 ●発行日：2017.11.1 ●発行人：花野康成

●編集・発行：有限会社ビジネス・インスパイア

〒460-0003 名古屋市中区錦3丁目1番30号錦マルチビル5F

TEL.052-205-6361 FAX.052-204-8808

<http://homepage3.nifty.com/binspire/>